## 1分間でサルでもわかる!? 「まんが de 人事労務」

## <その1>『ろうさいって何?』









サル吉君、「ろうさい(労災)」というのは『保険』のことなんだ。 会社で働く社員が仕事中や通勤中にケガや病気になった時、病院での治療費や 会社を休んだ日の給料の何割かが支給されたりするんだ。



入社2年目 サラリーマン **『サル吉』** (さるきち)



「ろうさい」って保険のことだったのか〜。

でも、ボクそんな保険に入ってたっけ?

あっはっは(笑)! 確かにサル吉君は入社した時に何も手続きはしていないよね。 労災保険というのは、会社が加入手続きをしているんだよ。

社員が1人でもいる会社は、原則必ず入らなければならない『国の保険』なんだ。





へ〜、そうなんだ〜!

でもボクは保険料を払ってないよ?後から請求されないよね・・・。

## いい質問だね!サル吉君!

保険料は会社が全額負担しているのさ。だから、サル吉君は払う必要ないよ(笑)でも、何で会社が負担するのかわかるかな?





うちの社長が太っ腹だから!(実際おなか出てるしね。ププッ。)

## ブッブー!!不正解!

サル吉君の会社だけじゃなく、どこの会社も保険料を全額負担しているんだ。 そもそも、仕事中にケガをした場合の治療費などは、会社が補償する義務が あるんだよ。



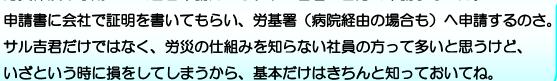
でも、治療費や休んでいる間の生活費を、全部会社が払うのは大変だよね?だから、会社が国の保険である『労災保険』に入っているって訳さ。



なんだ〜。労災に入ってるのはボクの会社だけじゃないんだね。 ちなみに、さっき転んで足をケガしたからこれから病院に行く んだけど、治療費とかの手続きも会社がやるの?

またまたいい質問だね!サル吉君。

労災保険は原則として自己申請だから、サル吉君が自分で申請するんだ。







なるほど〜!今日はすごく勉強になったし、わかりやすかったよ! さすが『サル労士(社労士)』だね!! 次回もお楽しみに〜!!

労災とは、労働基準法から派生した法律で、昭和22年に制定された『労働者災害補償保険法』に基づく制度です。

業務上災害又は通勤災害により、労働者の負傷・疾病・障害・死亡等について、労働者又はその遺族に対し所定の保 険給付を行います。またこの他にも、被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っています。

業務上災害とは、労働者が就業中に業務が原因となって発生した災害をいいます。業務上災害については、労働基準法(第8章)に使用者が療養補償その他の補償をしなければならないと定められています。そこで、労働者が確実に補償を受けられるようにするため、及び事業主の補償負担の軽減のために労災保険制度が設けられ、労働者を1人でも使用すれば強制的に適用事業とし、被災労働者が労災保険による補償給付を受けた場合は、使用者は労働基準法の補償義務を免除される(労働基準法第84条より)こととされたものです。

労働者を1人でも使用する事業(個人経営の農業、水産業で労働者数5人未満の場合、個人経営の林業で労働者を常時には使用しない場合を除きます。)は、適用事業となり、加入の手続をし(保険関係成立届の提出)、保険料を納付しなければなりません。保険料は全額事業主負担とされています。

また、加入は事業場ごとに行うもので労働者ごとではありません。したがって適用事業場に使用されている労働者であれば誰でも、業務上災害又は通勤災害により負傷等をした場合は保険給付を受けることができます。

労働者とは、正社員だけではなく、パートやアルバイト等、使用されて賃金を支給される方すべてをいいます。労働者の負傷、疾病等に対する保険制度としては、労災保険のほかに健康保険がありますが、健康保険法では、労働者の業務以外の事由による疾病、負傷、死亡等に関して保険給付を行うと定められており、業務上災害について健康保険による給付を受けることはできません。



"中小企業の人事労務"は『ヤマダ総合公認会計士事務所・人事労務事業部』へ!

